

平成25年(ワ)第38号、同第94号、同第175号

平成26年(ワ)第14号、同第165号、同第166号

原状回復等請求事件

原 告 中島孝 ほか

被 告 国 ほか1名

意 見 書

平成27年9月18日

福島地方裁判所第一民事部 御中

被告国訴訟代理人弁護士

樋渡利美



被告国指定代理人

岩崎慎也



寺岡拓也



千葉健一



大友亮介



杉山典子



宮崎繁人



瀬島由紀子



前沢智樹



菊池憲久



澁谷正樹



佐藤友弥



角	幹	也	
松	田	朋	
森	脇	聰	
黒	石	達	
小	館	卓	
樋	口	義	
志	賀	富士夫	
鷄	徳	学	
竹	本	亮	
武	田	龍	
泉		雄	
三	田	裕	
村	川	正	
中	川	幸	
木	村	成	
村	田	一	
足	立	一	
荒	川	二	
忠	内	郎	
森	田	大	
内	山	深	
		之	

也	哲	藤	齋	
哉	一	木	青	
宣	和	谷	熊	
之	裕	井	照	
之	健	木	鈴	
淳	泰	川	谷	
士	央	野	森	
貴	大	井	石	
二	彰	藤	加	
太郎		田	池	
太		藤	京	
平		雄	口	
己		成	川	
介		雄	塚	
也		正	島	
介		佑	原	
也		徹	島	
洋		智	藤	
朗		哲	塚	
子		絢	瀬	
惠		友里	澤	

秦 康 之 
浜 島 直 子 
山 本 泰 生 
一 井 里 映 
富 田 茉 莉 
飯 野 祐 平 
五 味 俊 太 郎 
在 原 雅 乃 

被告国は、本意見書において、御庁の平成27年8月17日付け「第14回口頭弁論期日以降の進行について」（以下「平成27年8月17日付け連絡文書」という。）に関し、以下のとおり意見を述べる。

なお、略語は従前の例による。

第1 隔月開廷を維持し、合議体による原告本人尋問を実施すべきであること

御庁は、平成27年8月17日付け連絡文書（3～5ページ）において、「35名全員を合議体で尋問すると全部で7期日（14か月）を要する」が、「そこまで審理が長期化するのは望ましくない」とされている。

被告国としても、いたずらに審理が長期化することは避けるべきであると考えるが、本件は当事者が極めて多数に及ぶ集団訴訟（全国に多数係属する同種訴訟のうち最大の原告数である。）であり、責任論、損害論のいずれにおいても争点が複雑多岐にわたる上、その内容も極めて専門的かつ技術的な事項にわたり、当事者双方から提出される主張や証拠も大部に及んでいる。そのため、充実した審理を行う観点から、口頭弁論期日は、原則として、2か月に1回程度とされてきたものであり、今後も各当事者から責任論及び損害論に関する主張立証が提出される見込みであることからすれば、現時点でかかる口頭弁論期日の指定の在り方を大きく変更することは相当でないと思料する。

また、今後、原告ら申出に係る原告本人尋問を適切に実施するためには、原告ら申出に係る35名の原告が、真に原告ら全員を代表する者であるかについても検討する必要があり、また、尋問申出に係る原告の陳述書のみならず、極めて多数に及ぶ原告らの陳述書等を精査した上で、反対尋問事項を検討する必要がある。このように、各期日5名の原告本人尋問を実施するとなると、その準備には相当程度の時間を要することから、原告本人尋問を実施する期日の間隔については、被告側の防御にも配慮し、相応の

期間を設けるべきである。

上記のような本件訴訟の特色を踏まえれば、今後、隔月開廷を維持し、原告本人尋問を全て合議体で実施することにより、本件訴訟の弁論終結の見込み時期が御庁の指摘のとおりになるとしても、そのことから、直ちに本件訴訟の審理が長期化するというべきものではなく、今後、原告本人尋問を実施していくに当たり、これまでの期日指定の在り方を基本的に変更する理由はないというべきである。

したがって、被告国としては、隔月開廷を維持し、上記35名の原告本人尋問を合議体で実施することを希望する。

もっとも、被告国としても、上記連絡文書における御庁の提案の趣旨を踏まえて、原告本人尋問期日の調整には柔軟に応じる余地がある。ただし、担当者の交代が予想されるため、平成28年4月に原告本人尋問期日を設けることは困難である。また、現時点で予定されている期日のほかに新たに原告本人尋問期日を設ける場合、準備の都合上、当該期日は原告本人尋問（証拠調べ）に限定した期日としていただきたい。

第2 大規模訴訟の特則を使った受命裁判官による尋問には異議があること

御庁は、平成27年8月17日付け連絡文書第5（6、7ページ）において、大規模訴訟の特則を使った受命裁判官による尋問の実施を提案されたが、既に述べたとおり、被告国は、上記尋問実施には異議がある。

すなわち、民事訴訟法268条は、当事者が著しく多数に及び、尋問すべき証人や当事者本人も著しく多数になる訴訟事件においては、その証拠調べに極めて長期間を要することとなる場合が多く、迅速な紛争解決が困難な事態が生じることを踏まえ、迅速な証拠調べを可能とするためのものであるが、一方で、受命裁判官による証拠調べは直接主義との関係で慎重に考えるべきであり、その例外を認めるのは、それが真に必要な場合に限

定すべきであることから、当事者に異議がないこと等が要件とされたものである（秋山幹男ほか・コンメンタール民事訴訟法V・313～317ページ参照）。

そして、本件では、原告らは、約3800名以上にも及ぶ原告ら全員を代表する者として、僅か35名の原告らについてのみ本人尋問を申請し、これらの極めて多数に及ぶ原告ら全員の本人尋問を実施しないこととなる見込みなのであるから、裁判所は、上記の原告35名が、真に原告ら全員を代表する者として相当であり、これにより原告ら全員についての立証として足りるのか否か等について適切に判断するためには、少なくとも、上記35名の本人尋問については、原則に従い、裁判体において実施すべきである。

他方、前記第1で述べたとおり、原告数が極めて多数に及ぶなど本件訴訟の特色（もとより、これは原告らが選択した結果である。）を踏まえれば、上記35名の本人尋問を全て合議体で実施することにより、証拠調べ期日を重ねる必要が生じることになるとしても、それは合理的な審理期間というべきであって、そのことをもって審理が遅延したというべきものではない。現に、原告数が136名の前橋地方裁判所における本件と同種訴訟においては、平成27年7月31日までに32名の原告本人尋問をすべて合議体で実施しており、今後も合議体での原告本人尋問が続く見込みである。また、原告数が47名の千葉地方裁判所における本件と同種訴訟においても、既に17名の原告本人尋問等を合議体で実施したものである。それらの同種訴訟の原告数との比較においても極めて多数の者が原告となっている本件訴訟において、僅か35名の原告らの本人尋問を合議体で実施することにより期日を重ねることが、審理の長期化や遅延というべきものでないことは明らかである。

第3 採用原告数を制限するとの方法には反対であること

御府は、平成27年8月17日付け連絡文書第7（7, 8ページ）において、審理促進策の一つとして、「35名の申請がある原告本人尋問のうち、15名を採用し残りの20名は意見陳述にとどめるものである」との提案をされた。

そもそも、原告数が極めて多数に及ぶ本件訴訟においては、原告ら申出に係る35名が多数の原告らを代表する者として真に適切かについてもいまだ明らかとは言い難く、これを更に制限すること自体、被告側の防御という観点からみて適當であるとは思われない。加えて、本人尋問を採用しない原告らについて、本人尋問の実施に代えて訴訟法上の位置づけも不明確な意見陳述を実施させるという方法は、被告国が従前から実施に反対している反対尋問を経ない原告本人尋問の実施を提案するものにほかならないのであり、極めて不適切といわざるを得ない。したがって、上記提案には強く反対する。

第4 原告本人尋問期日の調整には柔軟に応じる余地があること

前記第1ないし第3で述べたとおり、被告国としては、隔月開廷を維持し、原告ら申出に係る35名の原告本人尋問について合議体による実施を求めるものである。

もっとも、上記連絡文書における御府の提案の趣旨を踏まえて、原告本人尋問期日の調整には柔軟に応じる余地がある。

以上